

8月27-28日、国労第65回定期全国大会が開催される。この大会は、一〇四七の解雇撤回闘争の勝利と、国鉄労働運動そのものの未来を分かつ極めて重要な大会になろうとしている。

今大会は、何よりも一〇四七名闘争をめぐるこの一年間の経過と現状をいかに総括するのかが最大の議題となる。なぜならば、一〇四七名の解雇撤回闘争はこの一年、「国鉄改革法の承認」という、闘いの路線や運動の基本的な構えに係わる主体の側の危機によって、深刻な困難に直面することになつたからだ

○自民・自由党への念書

意見が続出して大会は紛糾し、この「補強案」は継続審議に付されることになり、他方では大会後、全国の地方本部・支部・分会などから、二〇〇通を超える補強案反対の意見書が、本部に集中するという事態が起きることになる。

しかし国労本部は、「一〇四七名問題の解決のメドがたつた」と称して、今年3月18日に強引に臨時大会を召集し、機動隊を要請して反対する傍聴者らを排除する状況のなかで、国鉄改革法の承認を「決定」するに至る。

何が起きたのか

その意味でもわれわれは、昨年の5・28反動判決以降、国鉄闘争をめぐつて何が起きたのかを、今一度ふり返つて見る必要がある。

◎ 国鉄改革法の承認

突如「補強案」という形で国鉄改革法の承認や国労の名称変更全国組織としての組織形態の変更、訴訟の取り下げ等の方針が提案されるという事態が起きたさすがに寝耳に水の代議員からは反対や疑問を投げかけるの

●自民・自由党への念書

しかし、政府・自自連立政権は、国労の足元を見すかしたよう、「国労の改革法承認決定は法の主旨までの承認なのか信頼できない」「訴訟の取り下げについてはどうなつてゐるのか」「国労は解雇撤回を主張しているが、人道上の問題、新たな雇用問題という立場にたつて解決をはかるべきだ」等より一層の全面的屈伏を迫つた。

これに対しても、國労本部は、秘密裏に自民党・自由党への念書を4月-5月に提出する。その内容は、① 国労は改革法の主旨・意図を認めたものである、
② 旧国鉄時代の訴訟について

◎自民・自由党への念書

うに、「国労の改革法承認決定は法の主旨までの承認なのか信用できない」「訴訟の取り下げについてはどうなつてているのか「国労は解雇撤回を主張しているが、人道上の問題、新たな雇用問題という立場にたつて解決をはかるべきだ」等より一層の全面的屈伏を迫つた。

一、國労とJR各社の詰合
いの開始に際しては、國
労が次の点を了承するこ
とが必要である。

① 国労は、JR不採用事
件につきJR各社に法的
責任がないことを認識し
、JR各社と国労の詰合
いの場は、健全な労使関
係構築を前提とした、J
R不採用問題とは別の人
道的観点から解決策（
新規採用）を話し合うも
のであること。

② 本件は労使問題である
ことから、詰合いは当事
者間で行うべきであり、
政労使間の交渉はあり得
ないこと。

③ 国労は詰合いの進捗状
況を見つづ適当な時期に
少なくともJR発足時に
おける国鉄改革法関連の
訴訟は取り下げるること。

も取り下げを検討する、③ 解決にあたっては、昨今の経済・社会情勢を考慮し現実的に対応する、というものであった。

(4) 「JR各社が話し合つ相手は、国労の各エリア本部とする」と。
二、「上記一の条件が満たされた場合には、自民党及び自由党において、JR各社に対し、国労との話し合いを開始し、人道的観点からの解決を検討して欲しい旨の要請を行う」とする。
「後略」

◎「話合い」の東結
ところが自民党は、それでも承知せず、6月30日には、話合いの凍結を通告するのである。理由は、① 国会前で国労が座込み行動を行つてゐる、② JR東日本の株主総会で国労が騒いだ、③ 「運輸省メモ」などを公表した、国労が各地方本部に公表した、というものであつた。

というのである。まさに事態は一切がはつきりとしたのである。政府・自民党が言う「解決」とは国労の解体ということだ。敵の側の意志は、国鉄闘争の解体・国労の変質・解体の一点であることを隠そうともしていない。国労全国大会はこうした状況のなかで開催される。一〇四七名の解雇撤回闘争の成否、もつと言えば、国労という伝統ある労働組合の生死の岐路にたつ大會だ。この間の大きな動搖をきつぱりと清算し、闘いの原点・原則にたち戻ることが求められている。(つづく)

(4) J.R.不採用問題について、國労とJ.R.各社間ににおいて解決策の合意が成立した場合、國労及びJ.R.は、本問題に関するそぞれの訴訟を取り下げるとともに中央労働委員会に対し、訴訟の取り下げを要請する。〔後略〕